

## 首里金城地区都市景観形成基準

項目	内容
高さ制限	● 10メートル以下（軒高7メートル以下）
壁面後退	● 建築物等の外壁又はこれに代わる柱面は道路境界から2メートル以上後退するものとする。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、道路境界より2メートル以内の1階部分で床面積の合計が5平方メートルまではこれを認める。この場合、道路境界より外壁面までの距離は1メートル以上確保し、十分に修景的な配慮を行い、歴史的、伝統的景観との調和を図るものとする。
意匠・形態 (屋根) (外壁) (窓枠) (軒裏)等	● 屋根は勾配屋根赤瓦（琉球瓦）葺き又はこれに準ずるものとする。ただし、道路より目視される範囲以外においては他の屋根形態とすることもできる。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、十分に修景的な配慮を行い、歴史的、伝統的景観を調和するものとする。特に屋根は可能な限り勾配屋根とする。 ● 外壁、窓枠、軒裏等は原色等の不調和な色彩を用いず、歴史的、伝統的景観に留意し、これと調和するものとする。
建築設備	● 建設設備類は、できるだけ道路から見えない位置に設ける。また、赤瓦屋根寄棟造の形態（シルエット）をできるだけ維持できる収まりを考慮し、屋並みの連続性のある景観と調和するものとする。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、色彩やルーバーによる遮蔽等、修景に充分留意し、できるだけ目立たないものとする。
垣・柵	● 道路沿いは、すべて石垣とする。 ● 石垣の形態・構造等は次の通りとする。 ・原則として琉球石灰岩、二重垣、あいかた積又は野面積とする。 ・これによれない場合は、コンクリートブロック又はコンクリートウォール等の表面を石張りとし、外観は歴史的、伝統的な景観を維持することとする。 ・石垣の積み方、貼り方には、歴史的、伝統的景観を充分配慮し、それと調和するものとする。 ・石垣の高さは、道路側から見て最低1メートル50センチとする。また、水平道における谷側に石垣を設ける場合は、その高さは30センチ以上とする。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、生垣、チニブ垣又は瓦漆喰壁等とし、高さは道路上から1メートル20センチ以上とする。又、道沿いの生垣は刈り込みを主とし、石垣・生垣の組み合わせや、外部から見えない処理であれば、生垣内にネットフェンス等の柵が設けられても良い。なお、コンクリートブロックウォール等の前面に壁を意識させない生垣を造成するのも良いが、壁にイタビカズラ等をからませるだけの垣・柵は認められない。

門・門扉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路への開口部は1カ所とし、開口部幅は2メートル前後でまとめ、最大幅は2メートル70センチまでとする。</li> <li>●門はヒンプン、木門、屋根門あるいはそれに準ずるものとする。</li> <li>●車庫等の用に供するために、前記以外の門型に門扉を設ける場合は、道路から目視される範囲内においては十分に修景的な配慮を行い、石垣の連続する線から一定の後退又は石垣の背後に配する。</li> <li>●門扉の素材、形態、色彩等については落ちついたものとし、歴史的、伝統的景観に充分配慮し、調和するものとする。</li> </ul> <p>Bゾーンにおいてこれによれない場合は、開口部は2カ所までとし、その合計幅は3メートル60センチまでとする。また、商店の場合もできるだけ開口部の幅を狭め石垣並の連続性を確保する。なお、門、門扉は、歴史的、伝統的景観を充分配慮し周辺と調和するものとする。</p>
共同井戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共同井戸は、全て保全し活性化を図り、素材は琉球石灰岩を基準としたもので、できるだけ自然素材とする。また、原色等の不調和な色彩を用いず、周辺一体と調和した歴史的景観を醸成するスポット空間とする。</li> </ul>
拝所・御獄	<ul style="list-style-type: none"> <li>●拝所・御獄はその「らしさ」を充分配慮したものとする。</li> <li>●御獄の森は、これを保全する。</li> </ul>
石敢当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石敢当は、一種のサイン類とみなす。</li> <li>●石敢当の形状、色彩、素材等全て歴史的、伝統的なものとし、周辺の景観に充分調和するものとする。</li> </ul>
シーサー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋根の上にシーサーを配することは、景観上、優れているとみなすことができるので、配することが望ましい。</li> <li>●その他にシーサーを配する時は、周辺の景観に調和する配しかたとする。</li> </ul>
その他工作物 [ 記念塔 ] [ 物見塔 ] [ 鉄柱 ] [ 鉄塔 ] [ 電波塔 ] 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工作物のうち、記念塔、物見塔、鉄柱、鉄塔、電波塔等一定の高さを擁するものは設けない。</li> </ul> <p>Bゾーンにおいてこれによれない場合は、高さが3メートル以下で歴史的景観を妨げず、かつ、生活基盤の上から必要とされるものの場合に限りこれを認め、その位置、形態、色彩等に充分配慮し歴史的、伝統的景観に調和するものとする。</p>
屋外広告 看板 自動販売機類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物の敷地内に設置することができる広告物は、自己の事業所において、自己の事業に関して表示する広告物又はこれを提出する物件で、かつ、これらの形状、色彩意匠その他表示の方法が歴史的、伝統的景観を損なわないもので次の内容によるものとする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・広告塔、立看板その他これらに類するものは、高さ2メートル以下で、2カ所までの設置とし、表示面積の合計は、2平方メートル以下とする。</li> <li>・原色等の不調和な色彩又は装飾あるいは人工的な素材によって、歴史的、伝統的景観を損なわないものとする。</li> </ul> </li> <li>●自動販売機類は道路から目視される位置には設置しない。</li> </ul> <p>Bゾーンにおいてこれによれない場合は、建築物等と一体となった計画とし、その位置、形態、色彩等に充分配慮し、歴史的、伝統的景観に調和するものとする。</p>

項目	内容
街路 [舗装] [側溝]	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石畳の保全、修復、再生を図る。</li> <li>●素材は石造（琉球石灰岩小だたき仕上げ）とする。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、石造を摸したものとする。</li> </ul>
側溝蓋 マンホール蓋	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石畳道には設けない。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、石造を摸したもの、あるいは、鉄蓋で、蓋の形状が当該地に充分調和するよう考慮されたものとする。</li> </ul>
街路樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>●植栽樹種は、歴史的、伝統的風土を考慮するとともに、周辺樹林との調和が得られるものとする。</li> </ul>
ストリート ファニチャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●路上にはベンチ、灰皿、くずかご、水のみ、公衆電話ボックスその他これに類するファニチャー類（公共的機能を有するサイン、車止め、街路灯等を除く。）は一切設置しない。</li> </ul>
車止め	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車止め（単柱）の素材は、石製、木製又はそれらを摸したものとする。形態は簡潔なものとし、位置、デザインを配慮のうえ周囲の景観になじむものとし、統一的なデザインとする。</li> </ul>
街路灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●街路灯は石垣と一体化させる。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、形態は簡潔なもので、デザインに配慮し、高さを統一して周囲の景観になじむものとする。色彩は無彩色又は茶系統とし落ちついた明彩度とする。</li> </ul>
サイン類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●標識・公共的案内板等のサイン類は、必要以上に設置しない。</li> <li>●形態は短形とし、統一を図る。文字の書体も統一する。設置する高さはその主要視点場の地盤高より2メートル以下とする。サイン類の地色は無彩色又は茶系統の落ち着いた色とし、図色はそれに調和するものとする。</li> </ul>
防護柵 手すり等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石畳道には設けない。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、景観に調和するものとする。</li> </ul>
電柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電柱は設置しない。ただし、設置せざるを得ない場合は石垣等の背面など目立たない位置とすること。</li> <li>●色彩は周辺に調和する落ちついた色とし、美装柱等の活用を図る。</li> </ul>
配電盤変圧器	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路上には設けない。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、周辺に調和する位置に設けるものとする。</li> </ul>
電柱付属物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共性の強い必要物以外の一切の広告物は、付加できない。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、デザインに配慮されたものとする。</li> </ul>

その他 敷地の緑化・木竹の伐採・土地の形質変更・土石類の採取

項目	内容
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内の景観木は、保全する。新築、増改築等でその場で保全できない場合は、移植等の対策を講ずること。</li> <li>●宅地内にあつては、緑被率 15 パーセント以上を確保すること。</li> <li>●道路境界線建築物等が後退することにより生じる空地には、中高木、生垣、花木等による修景緑化を積極的に図り、緑化樹種は、歴史的、伝統的風土を考慮すると共に周辺樹木との調和が得られるものとする。</li> </ul>
木竹の伐採 土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> <li>●木竹の伐採や土石類の採取によって、歴史的、伝統的景観の維持に甚だしい支障を及ぼさないよう留意する。特に、斜面樹木は保全する。</li> </ul>
土地の形質変更 [擁 壁] [法 面]	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更については、適切な植栽を伴うものであること等により、行為後の地貌が周辺地域の景観と著しく不調和にならないものとする。</li> <li>●主要街路、主要眺望点から目視される箇所における擁壁の表面素材は、石又はそれを模したものとする。</li> <li>●擁壁を伴わない法面が造成される場合、その造成勾配は可能な限り緩やかにし、修景緑化を積極的に図ることとする。</li> </ul> <p><b>B</b>ゾーンにおいてこれによれない場合は、擁壁の修景として擁壁の前面に植栽等による全面緑化あるいは修景緑化を行うこと。</p>